

正式名称:令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証

令和8年
9月末まで
延長

復興しきん保証

多くの事業者さまにご利用いただいている石川県の制度融資です。
県が定めた融資条件で金融機関から融資を受けることができます。

保証料
無料

金利5年間
0円※

最大5年間
返済据置
(融資期間10年)

これまでの伴走支援制度と合わせ、限度額は1億円です。
※6年目から年1%の金利負担が発生します。

珠洲市・輪島市・能登町・穴水町
七尾市・志賀町の事業者さま限定!

※上記市町以外でも、令和6年能登半島地震または奥能登豪雨に係る罹災証明書等をお持ちの方で、被災した建物や設備の修繕、買替えに関する資金の場合はご利用可能です。



対象地域	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、加賀市、能美市、かほく市、羽咋市、津幡町、内灘町、中能登町、宝達志水町)		能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)		
	災害関係		SN	災害関係	
保証枠	災害関係		SN	災害関係	
必要書類	罹災証明書等 + 設備資金に係る 補助金交付決定※1	罹災証明書等 + 能登地震/豪雨 SN4号認定	能登地震/豪雨 SN4号認定	罹災証明書等 + 設備資金に係る 補助金交付決定※1	罹災証明書等 + 能登地震/豪雨 SN4号認定
資金使途	事業再建のための 運転・設備		経営の安定に必要な 運転・設備	事業再建のための運転・設備	
借換	不可				
限度額	1億円 これまでの伴走保証制度と通算				
期間	10年以内(据置5年以内)				
利率	5年間事業者負担なし(県補助交付) *6年目から1.0%の事業者負担あり				
信用保証料	事業者負担無し				

※1:建物全半壊が明らかな罹災証明書または建築士による証明があれば不要



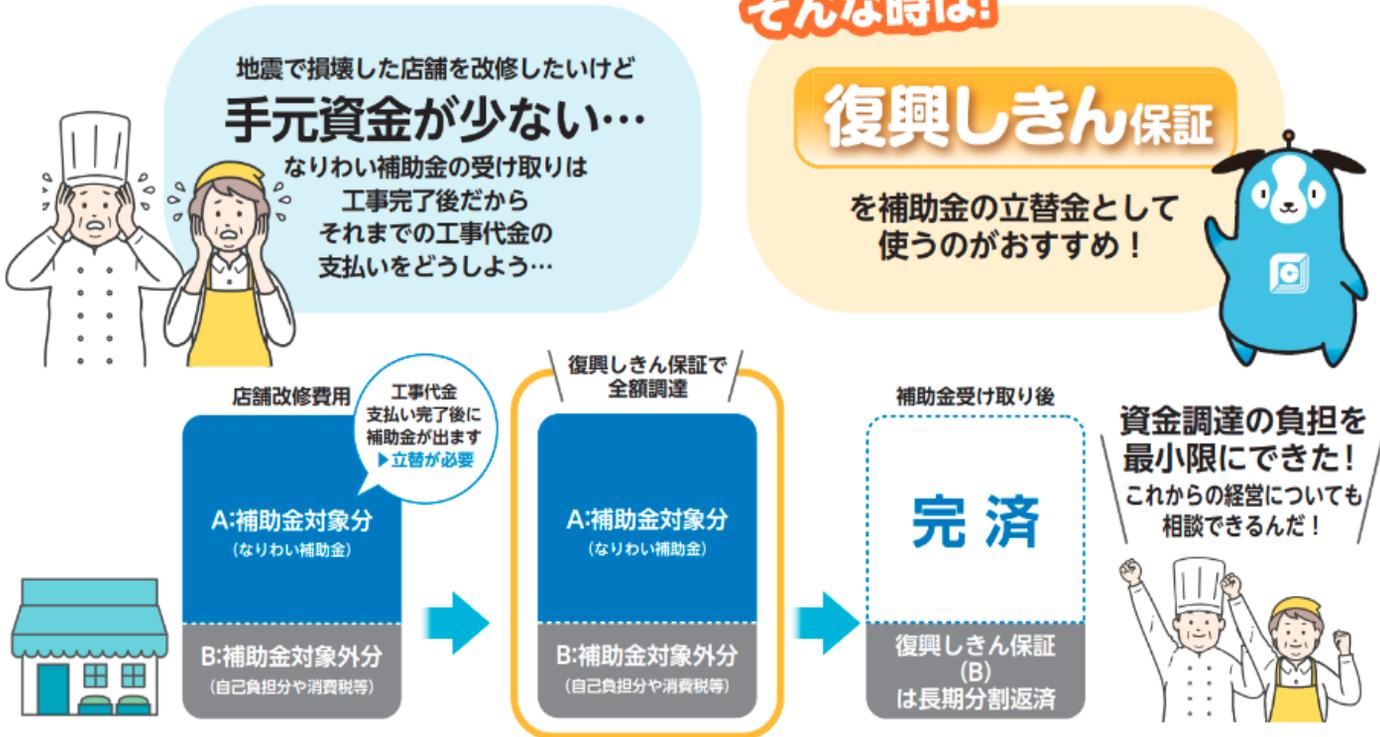
あなたに寄り添う

石川県信用保証協会

復興しきん保証

【保証書表記名】伴走特別県復興 【正式名称】令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証

※制度活用イメージ



まずは、お近くの金融機関、または当協会へご相談ください

「FAQ」

災害関係枠の資金使途について

災害関係枠の資金使途は「事業再建資金」に限られます。保証申込書に具体的な使途を記載してください。

< 運転資金の例 >

- ①災害により失った商品購入資金
- ②仮店舗開設資金
- ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費
- ④店舗・倉庫等の移転費用
- ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用
- ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

< 設備資金の例 >

- ①店舗・工場等の修繕・再建資金
- ②設備・機械等の修理・買替え資金

罹災証明書の取り扱いについて

災害関連枠を利用する際の罹災証明書等について

- (1) 罹災証明書を発行していない自治体地域に所在する場合
被災の届け出があったことを証する被災届出証明書などに加えて、原則は金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付により災害関係特例の利用が可能となります。
- (2) 保証申込時点で罹災証明の発行が困難な場合
事後の提出でも構いません。ただし、被災地域に事業所を有することの確認は必要です。

5年間無利子の遡及適用について

令和6年1月1日～令和6年2月27日までに保証申込した県伴走物価高および連鎖倒産・災害対策保証について、一定の要件を満たすことにより、真水分に限り、遡及して5年間無利子(県補助交付)にすることができます。

経営行動計画の提出猶予について

石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者については、申込時点では記載できる範囲の計画書で構いません。後日正式に再提出する旨の金融機関説明書を差し入れて下さい。



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会 事業部 保証課 076-222-1522